	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
添付書類	①印鑑証明書（注１３）	□有 □無			
	②発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注１３）	□有 □無			
	③土地の取得を証する書類等（注１４）	□有 □無			
	④建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注１５）	□有 □無			
	⑤接続の同意を証する書類の写し（注８）	□有 □無			
	⑥受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類（注３）	□有 □無			
	⑦その他（注１２）	□有 □無			

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　変更前の認定計画を記載すること。
（注３）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続（変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出）をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
（注４）　届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
　　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注５）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。
（注６）　様式第３、様式第３の２又は様式第４による事業者名の変更に伴って発電設備の名称を変更する場合は、様式第３、様式第３の２又は様式第４により申請すること。それ以外の場合は、本様式により届け出ること。
（注７）　市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。地番の追加・削除又は発電設備の移設により設備の設置場所に変更がある場合は、様式第３、様式第３の２又は様式第４により申請すること。
（注８）　接続契約締結先を変更する場合は、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。
（注９）　変更後欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。なお、事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合は様式第３、様式第３の２又は様式第４により申請すること。
（注１０）運転開始前に変更する場合のみ記載すること。
（注１１）各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものが変わる場合に、変更の前後におけるライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
（注１２）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注１３）公的機関の発行する書類については、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
（注１４）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
（注１５）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。